

和光市スポーツ少年団野球連盟規約

(細則)

(新規加盟)

第1条 少年野球連盟に加盟を希望する単位団は、連盟の定める加入申込書に加盟費 3,000 円を添えて理事長に提出する。

(年間登録料)

第2条 加盟単位団は、毎年1月の総会までに登録費 20,000 円を納入するものとする。

(大会費)

第3条 和光市及び和光市体育協会主催の大会に参加するチームは、大会参加費 7,000 円を納入するものとする。なお、参加費の額については、大会開催の都度理事会において協議するものとする。

(審判部及び審判員)

第4条 少年野球連盟の発展のため野球連盟内に審判部を置く。

第5条 審判部の活性化のため、連盟加入団体は、2名以上の審判員を登録し随時審判技術向上のため協力し合わなければならない。

- (1) 審判部は、公認審判員と登録審判員で構成する。
- (2) 登録審判員とは、野球連盟、その他関係団体主催の講習会を受講し終了した者。公認審判員とは、審判員で一定期間、技術の経験を取得し推薦された者。
- (3) 公認審判員の推薦は審判部長が行い、理事長がこれを承認する。

(審判及び試合放棄)

第6条 大会審判の割り当てについては、参加チームで試合当該チーム間の責任において担当するものとする。ただし、都合により担当することができないときは、そのチームの責任において代理人に担当させることができる。この場合、理事長又は審判部長にその旨を届け出るものとする。

第7条 いかなる場合であっても試合を放棄してはならない。もし、放棄したときは次の大会の参加資格を失うものとする。

(施行及び改正)

本細則は平成23年4月1日より施行する。